

明代巡関御史の創始について

On the Creation of the Border Inspectors (巡関御史) in the Ming Dynasty

荷 見 守 義

要 旨

永楽帝による北京遷都によって、北京とその周辺は新たな首都圏となった。北直隸である。この北京及び北直隸は燕山山脈で遊牧地帯と隣り合う遊牧農耕境域帯にあり、モンゴルやジュシェンといった遊牧勢力の軍事的圧力に直面することとなった。このため、明朝は北直隸の外周である燕山山脈と太行山脈沿いに関隘を再整備して、首都圏の守りとした。これら北直隸の防衛は兵部と後軍都督府の管轄であり、後軍都督府治下の衛所軍が関隘に派遣されて、防衛の実務に当たっていた。しかし、守りは手薄で防備も緩みがちであったため、中央から文武の官僚が派遣されて関隘を見回る巡視を行うようになり、その中に巡関の肩書きを持つ者が現れるようになった。この中、頻繁に監察御史が派遣されるようになり、巡関御史と呼称される者が登場して来る。本稿は巡視の段階から巡関の段階に移り変わっていく過程を丹念に追跡した。

キーワード

巡関御史、巡視、監察御史、関隘、巡按直隸監察御史

はじめに

靖難の役（一三九九―一四〇二）を経て政権を掌握した永楽帝は、当初より遷都を企図し、長いプロセスを経て永楽十九年（一四二二）、本拠地である北京に都を遷した。このことは新たに首都及び首都圏（北直隸）防衛の問題を生じさせることとなった。北京は華北大平原の最北端に位置し、遊牧の活動領域である草原地帯までが指呼の間であり、北京を含む北緯四十度帯域は農耕地帯と遊牧地帯が交差する農牧境域帯である。南京に首都を置いていた時はともかくとして、北京が首都となればモンゴルの勢力圏とは近接することになる。当然、首都及び首都圏防衛を考えれば、北辺防衛の重大性は南京が首都だった頃とは比較にならない。この北京遷都に伴う北辺防衛ラインの整備について松本隆晴は、永楽帝は即位後、大寧都司や山西行都司所属衛所を大量に旧北平都司管内、つまりこのちの北直隸に移徙することで、不安定な永楽政権の基盤安定策としたと捉えているが、北辺防衛の最前線から軍事を引き抜けばそれは前線の崩壊を招くだけのことであり、却って首都を危機に晒すようなものであろう。寧ろ可能ならば洪武後半期の防衛体制を維持した方が有効だったことはいうまでもない。前稿において大寧都司等の内徙は洪武以来の北辺防衛ラインが靖難の役をきっかけに維持しがなくなったことに伴う措置であり、首都防衛強化とは論理が違うことを指摘したほか、北辺防衛ラインの再整備とその巡視について考察を加えた。^② 本稿では北辺巡視の考察を一步進めて巡関として定制化していく過程を跡付けることとする。

明朝太祖朱元璋の時代にモンゴルとの戦いを続けながら、燕山山脈の北麓沿いに配置されていた北辺防衛ライ

ンは、靖難の役時に当時の燕王（のちの水楽帝）によって大寧都司兵力引き抜きと燕王軍への転用によってその維持が難しくなり、永楽帝の即位によって北京への遷都が既定路線となり、南京首都圏が南直隸であるのに対し、現在のほぼ河北省に相当する地域が新たな首都圏である北直隸となる見通しに立つと、新首都圏を守護するために燕山山脈南麓沿いに防禦ラインを再整備せざるを得なくなった。こうして北直隸においては、東は山海衛から西は軍都山にある居庸関まで、さらに居庸関から太行山脈の東麓沿いに南下して紫荆関等の諸関を結ぶラインに閔隘群が再整備されていったのであり、これが首都北京の外周の防衛線であった。ただ、この当時は後代のような長城もなかったもので、主要幹線上に位置する居庸関や紫荆関、山海関の防禦を固めるとともに、閔隘群の補修・防備に注力したのではあったが、これら新たな防禦ラインから首都まではやはり指呼の間であったので、一旦、破られてしまうと北京まで遮るものはない平野であり、忽ち首都陥落の危機に直面することになった。実際、正統十四年（一四四九）の土木の変、嘉靖二十九年（一五五〇）の庚戌の変ではこの防禦ラインを破られ、モンゴル軍の北京までの進軍を許したし、明末には度々、清軍に北京近郊への侵入を許したことはよく知られている。しかし、永楽年間遷都当時のモンゴルの勢力は、北元滅亡後、タタル部とオイラト部に分裂して相争う状態であり、また、永楽帝による五度の対モンゴル親征で明朝がモンゴルに対して攻勢に出ている時でもあり、首都に対してモンゴルの脅威が差し迫る状況ではなかった。寧ろ、この当時は比較的小規模なモンゴルの侵入を防ぐため、関隘に適切に兵員が配置されて、有効に防禦がなされることが大切であったが、兵員は現地駐留の部隊によって統率されていたに過ぎず、この程度の防衛線が脆弱極まりないことは言うまでもなかった。このことにより、これら関隘は整備に加えて定期的な巡視が行われることになり、兵部と後軍都督府がこれら整備と巡視の任を負ったのであった。これが後代の巡閱

の起源であり、戴順居が指摘するような辺鎮が頼りないから巡関が始まったのではなく、^③ 辺鎮の整備に先んじて永楽年間に武臣を派遣しての巡視が始まったことも前稿で指摘したところである。また、宣徳元年（一四二六）からは御史・給事中らの文官と北京留守行後軍都督府（のち後軍都督府）の武官が組んで三ヶ月に一回巡視する方式が始まり、宣徳七年（一四三二）からはこれに錦衣衛官が加わった。このような官員の定期的な巡視を通じて政権は関隘防禦に問題が生じていないか把握しようとしたのである。このようにして官員による辺防巡視が行われたことは前稿において指摘したが、本稿では北京遷都後、宣徳年間以降、北直隸を巡る関隘の巡視がいかに行われたか、また巡視から巡関へとどのように定制化されたかを史料を追って観察することとしたい。

一、これまでの検討を振り返って

戴順居は『大明万曆会典』卷二一〇、巡関の条に、「宣徳七年に居庸関から龍泉関まで的一帯と山海関から古北口までの一帯に毎年、それぞれ監察御史一員を派遣し、現地の分守・守備等の官員と合同で関口を巡視し、兵員・裝備・訓練に問題が無いが、指揮官は訴訟事案に誤りなく対応しているか、問題のある武官は交替させているか。」とあることを引いて、宣徳七年の時点で居庸関から龍泉関まで的一帯と山海関から古北口まで的一帯の東西二地区に分けての巡関、つまり、巡按東関御史と巡按西関御史の制度が定制化したように見えるが、実際にはまだこれはあくまでも雛形であって、定制度化にはその後、一定の時間が掛かったことを指摘している。^④ この指摘は恐らく正しく、この会典の記事は後世の状況を無批判に投影して記述したものであっても、当時の現実を反映はしていな

い。戴順居論文の末に載せる「附表 歴任巡関御史知見表」によれば、史料上、確認できる最初の巡関御史として王璧の名があり、典拠として『万曆野獲編』巻十九を挙げている。『万曆野獲編』巻十九、臺省、臺省之玷の条には、

景泰元年、巡関御史王璧、数至軍妻家与言、為都御史王竑所劾、発充鉄嶺衛軍。

とある。つまり、景泰元年（一四五〇）、王璧は巡関御史として現地に赴き、軍士の妻と関係を持って都御史王竑⁵に弾劾されて官僚としての身分を失い、遼東の北端に位置する鉄嶺衛の軍士に落とされたということである。これについて『明実録』を調べてみると、『明実録』景泰元年夏四月乙亥（二日）の条には、

巡居庸等関御史白瑛下獄。以知同事御史王璧奸淫不能举奏。但告僉都御史王竑也。獄具瑛、坐贖杖、還職。初命脩築紫荆等関山口共五十処。凡城堡・壕塹、俱令高深、其山岡平垣者、悉斫削陡峻、以絶虜騎。至是、始完。

とあり、巡居庸等関御史の白瑛は同事御史の王璧の奸淫を知りながら弾劾できず、その代わりに提督守備居庸関右僉都御史の王竑にこのことを告げたのみであったため、恐らく王竑が王璧を弾劾した時に、白瑛も責任を問われて一旦は処罰を受けて、また復職したのであった。ここで王璧の肩書に同事とあるのは白瑛と同じ巡関の職務を負っていたということであるが、それでは王璧も居庸等関の巡視を事としていたのだろうか。『明実録』正統十四年十一月甲辰（二八日）の条には、

命錦衣衛指揮僉事宗鐸・監察御史秦顥・王璧、巡視居庸・山海・紫荆等関、修塞隘口、開掘溝塹。

とあり、錦衣衛指揮僉事の宗鐸や監察御史の秦顥とともに王璧は居庸関・山海関及び紫荆関等の関隘を巡視してい

たことが分かる。また、王璧は監察御史であったことも確認できる。居庸関を巡視するということでは、王璧も白瑛も同じであるが、白瑛の名前を正統十四年十一月二八日の条には確認できないということにはどういう意味があるのだろうか。或いは白瑛は居庸関から龍泉関までの巡視を行い、王璧らは山海関から居庸関までの巡視を行い、たまたま居庸関は双方の巡視エリアが重複していたということであろうか。白瑛については『明実録』正統十四年冬十月丙寅（十九日）の条に、

擢進士・監生姚哲・徐瑄・陳猷・練綱・趙縉・武聰・鄭韶・孟陽・璩安・伍星雲・白瑛為監察御史。

とあり、『登科録』等に白瑛の名がないので恐らく監生から前年十月に監察御史に任じられていることが分かるが、居庸関を巡視する任務をいつ負ったのかは分からないし、東西どちらの巡視エリアを担当していたのかも分からない。ただ、景泰元年夏四月二日の条で紫荆等関の整備が進んだことが掲載されていること、正統十四年十一月二八日の条で宗鐸・秦頤・王璧は居庸・山海・紫荆等関の巡視とあることには注意を要する。居庸関と紫荆関はのちの巡関では西側エリアに位置する。この条からすればこの時点では巡視エリアは東西に分かれることなく、その全てを巡視するということになる。ただ、後述する宗鐸の上奏は東側エリアのみを扱うので、宗鐸・秦頤・王璧の三人は一緒に全エリアを回るのではなく、人ごとに対象が分かれていた可能性も否定できない。そう考えると、白瑛は居庸関・紫荆関を中心に西側エリアを巡視し、王璧も居庸関を管轄する王竑から告発されていることを考えれば、西側エリアを担当していた可能性は考えられる。この時点の東西のエリア分けがあったのかどうかははっきりしないが、或いは緩やかな分担はあったのではなかったかということとをここでは推測するに止めたい。なお、白瑛は『明実録』景泰四年五月癸酉（十七日）の条では福建道監察御史の肩書を有していることが確認できるので、王璧の

事件に絡んで失脚することなく、正統十四年十月十九日以来の監察御史（初任者には試監察御史の場合もある）、その後は十三道監察御史の地位を維持し続けながら、任地の異動を繰り返していたと思われる。王璧であるが、『明実録』正統十四年夏四月庚午（二二日）の条には、

擢進士王璧・羅俊・張鏐・朱永寧・程昊・李玘・倪敬・謝騫・徐溥・楊宜・吳淳・王常・李本道・沈義・沈琮・戴昂・黃溥・葉普亮・王豪・桂怡・朱瑄・邢宥・楊文琳・陳璘・陸阜・楊敦・余復・黃譽為兩京監察御史。

とあり、進士から兩京監察御史として監察の業務に従事することになったわけであるが、ここでの兩京とは北直隸と南直隸のことであり、王璧は巡閱に従事したことからも南直隸ではなく北直隸の担当であったことは明白である。このような直隸に派遣する監察御史のことを小川尚は在外直隸巡按監察御史と呼び、地方監察の四類型の一つに数えている。⁶⁾ 王璧は正統十三年（一四四八）の進士であり、⁷⁾ 監察御史として官途を踏み出したものの、わずか二年で人生は暗転し、辺境の衛所の軍士に落とされて以降の記録を見出すことはできない。また、秦頤については、正統七年（一四四二）の進士であり、⁸⁾ 割と成績が良かったからか、『明実録』正統八年夏四月癸丑（二八日）には、

擢進士劉善慶・秦頤、俱為行人司行人。
とあり、行人司行人となり、その後の足取りは追えないものの、『明実録』正統十四年九月壬寅（二五日）の条には、

十三道監察御史秦頤等言五事。……（中略）……二曰、選大臣、以總辺務、辺務之急、莫重於居庸等処関口。今雖有文武職官、提督然職小權輕、人無畏憚。宜推選剛果有威智謀出衆大臣一員、專一巡歴各関、総督軍務、

一応刑賞、悉令便宜行事、如此則備禦得人、而辺関之守固矣。

とあり、正統十四年十一月に監察御史に任じられる直前には十三道監察御史として居庸関の重要性を強く主張し、しっかりした者を提督にしてこそ辺関の守りが固まると指摘している。残念ながらこの時、秦頤が十三道のうちどこの官にあったのか分らないが、けだし巡関監察御史としては適任であつたろう。錦衣衛指揮僉事の宗鐸については『明実録』景泰元年閏正月壬戌（十七日）の条に錦衣衛指揮僉事宗鐸が三事を上言したとして、

一、山海・永平・薊州地方広闊、関口数多、官軍多老弱不堪。近起取五千赴京、切恐無備。乞勅兵部止之。仍僉都督宗勝等統領在彼摻守。

一、古北口東西関口、俱係要地、原有官軍四千、摻守不周。乞於運糧軍内、添選精壯三千、関領盛甲・器械・馬匹、摻備。遇有賊寇、往來策応。

一、天寿山迤東黄花峪等関口共二十七処、原守官軍、多有逃回。宜令兵部、催督前去、聽都督王通、提督塚塞関口、嚴謹守備。命兵部、議行之。

とあり、ここでの提言は三項目に分かれるが、山海衛、永平府、薊州府、古北口の東西関口、天寿山以東の黄花峪等関口二七カ所は山海関から居庸関までのエリアのほぼ全域であり、共通して官軍の逃亡や高齢化によって守備が弱体化しているのが必要であることを訴えている。この宗鐸は景泰三年七月二四日に病のため致仕を求めて許されているので、正統十四年末から景泰元年正月頃にかけて行われた関隘巡視の二年後には引退している。以上、見てきたところでは、正統十四年末の関隘巡視においては、王壁の他に白瑛と秦頤が監察御史として、宗鐸が錦衣衛指揮僉事の肩書きで従事しており、監察御史と錦衣衛武官が組んで三ヶ月に一回かどうかははっきりしない

が、関隘巡視が行われており、王壁だけに留まらない実態があることが分かる。

二、宣徳年間の事例から

王壁を巡る考察からは、正統末年時点で東側巡関エリアにおける巡視には実態があったことが分かった。そうであれば、これに似たような巡視がどこまでさかのぼれるかが問題となってくるが、前稿で取り上げた『明実録』宣徳四年十二月癸巳（二一日）の条の行在兵科給事中李蕃の巡関還言五事が注意を引くところである。そこでは、山海衛南海口から居庸関までの巡視を行った上での五項目の提言がなされていた。この李蕃については『明実録』宣徳元年三月己未（二五日）の条に、

命監察御史薛広・伍宗源、給事中劉俊・李蕃及錦衣衛官、分詣宣府・隆慶等衛整點軍士。

とあり、監察御史の薛広と伍宗源、給事中の劉俊と李蕃及び錦衣衛官が宣府・隆慶等衛に派遣されて軍備の点検をするのであるから、巡関とは明らかに趣が異なるのであるが、前掲宣徳四年の李蕃の提言の五番目では隆慶等衛の問題を取り上げているので共通するところがないわけではない。宣徳初年の段階で監察御史や給事中などの文官と錦衣衛の武官が組み合わさって辺防を視察する取り組みが行われていたことには留意したい。この李蕃以降の事例は同じく前稿に挙げた宣徳五年（一四三〇）の巡視辺関監察御史劉敬、宣徳六年（一四三一）の監察御史于奎、宣徳十年（一四三五）の巡関監察御史王祐の事例が続き、前述のように宣徳七年（一四三二）の山海関から居庸関までを三ヶ月に一度巡視することが唱われており、また、居庸関外の宣府方面の巡視も必須との指摘もなされている。宣

徳年間後半のこのような辺関巡視の取り組みも『大明万曆会典』の記述に影響を与えたことであろうか。『明実録』宣徳五年八月辛巳（十三日）の条には、

行在兵部尚書張本言、居庸関及東西関口六十五処、初以降慶左右二衛官軍分守。今二衛軍士分守独石・赤城、而居庸各関缺守者多。紫荆関腹裏之地、有官軍九百余人、又有金坡鎮巡檢司官兵。宜令鎮守居庸関指揮芮助及紫荆関指揮趙得、徃視諸関口緩急、量撥軍士分守。上是其言。

とあり、居庸関の諸関隘は隆慶左右二衛の官軍が分守することにはなっているが、現在、この二衛は独石・赤城を分守していて、このため手が回りきらず軍の配置がなされていない関口が多い。この点、紫荆関の守りには余裕があるから調整を求めているのである。また、『明実録』宣徳十年二月乙巳（三日）の条に、

命監察御史・給事中、巡視辺関。先是、每季、遣官、巡視居庸・山海等処関隘、有設置、未備器械、未精軍士、未足守卒、年久未更者、逐一理之。既而罷不遣。至是、行在兵部尚書王驥復請遣行。故有是命。

とあるのは、居庸関・山海関を含む諸関隘の装備や軍士が脆弱で、季節ごとであるから四ヶ月に一回、官員を派遣して巡視していたが、この度、監察御史と給事中を派遣して巡視させるということである。そうすると巡視には錦衣衛の武官が帯同する従来の方法との整合性がどうなるのだろうか疑問であるが、本条であると、のちに巡関エリアとしては西側エリアになる居庸関と東側エリアになる山海関がやはり一緒になっていて、このあたりのエリアの整理がなされているのだろうかという点も疑問ではある。また、前稿でも取り上げた『明実録』宣徳十年秋七月戊戌（二十九日）の条には、

巡関監察御史王祐奏、山海沿辺操備官軍、月給口糧、俱於林南倉関支、相去二・三百里、不勝艱苦。上命行在

戸部議、遂於遵化倉、招商納米中塩、以便官軍。准浙・長蘆塩每引米五斗、山東・河東・福建・四川・広東塩每引二斗、俱不拘資序、給之。

とあり、王祐は山海関等の守備官軍の口糧支給に難があるため改善を求めたところ、林南倉から遵化倉に切り替えることになったというわけである。ただ、この場合の監察御史王祐の巡視エリアは山海関があるので東側エリアということになるが、山海関以西はこの場合、巡視対象になっていたかは不明である。

三、正統年間の事例から

正統年間に入っても関隘防備には問題が出続けて、その強化は叫ばれ続けた。『明実録』正統元年二月丙寅（三十日）の条には、

守禦赤城署都督僉事李謙奏、守禦龍門都指揮汪貴、先因巡辺、掠取民財。事覺、私斂所部月糧、以償。又、差遣不公、致隆慶衛調去官軍馬匹、倒死数多。請治其罪。上以貴屢犯不悛、逮治之。

とあり、宣府において守禦龍門都指揮使の汪貴が本来は見回りのための巡辺が民衆からの強奪を目的とし、事が発覚すると部下の月糧を奪って贖ったり、勝手に隆慶衛の官軍の馬匹を連れ去り、倒死する馬匹が多数に及び、本来、部下であるはずの守禦赤城署都督僉事の李謙から告発されて逮捕される事態となった。モンゴルに対する防衛の最前線がこれでは辺防どころの話ではないが、『明実録』正統元年三月庚寅（二十四日）の条には、

湖広布政司檢校程富言四事。：一、沿辺地方、東起遼陽、西抵甘肅、与虜接壤、山川險阻者固多、疆場平易者

不少。戎狄桀黠、竊肆於侵陵、辺氓耕牧、或厄於虜掠。乞遜選大臣、巡視辺塞。凡戎虜出沒之地、皆高其城堡、深其溝塹、謹其関隘、広植榆柳、虜来、則林木遏其刊騎、勢分而易制、虜去則伏兵、邀其歸路、勢困而易擒。將帥之失機者、量其力罪、明其賞罰、功浮於罪者、薄責而不誅、罪浮於功者、必誅而不赦、則辺城無狗吠之警、將士有鷹揚之勇矣。上嘉納之。

とあり、程富の四つの提言の一つには、遼東から甘肅にかけての辺境において、遊牧勢力が侵入しそうな地点の関隘を整備することで、辺防軍の統率者には功績が失策より勝っている者の処分には手心を加え、その逆の場合には信賞必罰で臨むよう求めている。この提言自体は殆ど理想論のようなもので、そのようにできれば何の問題もないのであるが、現実には汪貴のような輩が後を絶たないことは言うまでもない。また、『明実録』正統元年秋七月庚申（二七日）の条には、

鎮守密雲都指揮僉事陳亨奏、沿辺自黃門至開連口地方七百余里、関隘多而軍力少。宜調營州左屯衛備辺輪班官軍指揮許志等三百四十人、来守其地。上令農隙之時、徃守、俟来年春、仍旧更番操備。

とあり、居庸関と古北口の間に位置する密雲の関隘は、防禦すべき地点が多い割には兵員が少なく、營州左屯衛の備辺輪班官軍、つまり班軍番戍軍のうちで当番に当たっていない春班の軍士の動員を求めている。現実としては元来、割当の兵員数が少なすぎて十分な防備がしがたいという事情もあつたわけである。しかし、これとは異なる事情もあつて、『明実録』正統元年夏四月甲寅（十八日）の条には、

鎮守薊州・山海・永平等処総兵官都督同知王彥言、先已奏准於所轄地方長城内、每三里設一墩架、墩遇賊薄城、拳火發礮、伝報、庶使不能潜越。今墩臺二百余座、已完。請給合用信礮。上命行在戸部言。万全都司奏、

会同戸部員外郎羅通議赤城・雲州・鵬鶚等堡地边境官軍本為守禦、而設若使運草馬營深慮有警無措。今遊擊將軍楊洪所領旗軍俱丁多、有力之家、其余丁、別無差遣。乞令採積秋青草束、以備飼養。請如其議。從之。

とあり、王彥は薊州・山海・永平等処を鎮守する總兵官であるが、所轄地方の長城内に三里ごとに烽火台を設ける計画で、遊牧の部隊が長城に接近すれば烽火と早馬で情報伝達し、敵で撃退しようというわけで、烽火台が二百座ほど完成したが敵の配備を求めている。また、万全都司の上奏では、宣府では馬軍に必要な飼い葉が不足している供給を求めているが、遊擊將軍の楊洪配下の旗軍は軍丁が充分であるとしている。このようなそれぞれの事情を勘案するためには、現地調査が欠かせないのであり、『明実録』正統元年三月己丑（二三日）の条には、

命豊城侯李賢、督運口外糧。先是、監察御史施慶奏、永寧・隆慶・懷來諸衛軍糧、俱於宣府関給、路遠不便。監察御史吳誠亦奏、居庸関守関軍糧、俱在北京通州等倉支給、徃復艱難。事下行在戸部、覆奏、請撥軍夫於京倉、関糧十萬石、運赴各衛、収貯支用。上從之、命賢督運。

とあり、監察御史施慶は宣府を監察した結果、永寧・隆慶・懷來諸衛の軍糧は宣府で受け取って現地まで遥々運ばなければならず不便であるとのことであり、監察御史吳誠は居庸関を監察した結果、守関の軍糧は北京通州等の倉で支給されていて、これまた徃復が大変であるとのこと、行在戸部は京倉から関糧十萬石を現地の各衛まで輸送して収貯し、支用に充てることとし、李賢が督運の任務を命ぜられて現地まで赴いたとのことである。施慶と吳誠は宣徳八年八月二三日¹²に、施慶は進士から湖広道の行在監察御史に任じられ、吳誠は監生から同じく河南道の行在監察御史に任じられたので、その後の足取りは分からないが両者とも十三道監察御史として活動したのであろう。その延長線上に今回の監察は行われたと考えられる。施慶は宣府、吳誠は居庸関を監察したが、これが所謂巡閱関

史の役目で行われたものかどうかの確証はない。『明実録』正統二年六月壬戌（四日）の条には、

勅行在刑部尚書魏源曰、得奏、令署都督僉事李謙往独石、提督守備、与遊擊將軍楊洪協和行事。且見爾之心、朕豈不欲。爾日侍左右、以匡政務第、因辺將恣肆非為。特命爾巡視。其任甚重。爾尚體朕心、凡事從長処置、俾將士悅服、辺方寧靜、庶副委任。

とあり、行在刑部尚書魏源¹³に宣府に向向いて巡視を行い、辺將がいたずらに不法行為をしないよう心を砕くよう指示がなされた。宣府にそれだけの問題が生じていたのだろうか。中央の大臣を派遣して辺備を固めるべきことは前掲の富言の上奏にもあった。この結果、魏源は宣府ばかりか大同にも出向き、陸統と報告を挙げ、辺防の是正に邁進したのであった。それは、『明実録』正統二年六月癸酉（十五日）の条に、

逮鎮守居庸関都指揮僉事高迪。時行在刑部尚書魏源奏、迪竊官物、占官軍、役官馬牛、且挾妓酣飲、怠辺事。故有是命。

とあり、同庚辰（二二日）の条に、

給大同内地守墩軍士行糧。従行在刑部尚書魏源奏請也。

とあり、丙戌（二八日）の条に、

勅行在刑部尚書魏源曰、得奏、將臨辺地方、東自尖山墩起、西抵崖頭墩止、分作八処、分委頭目率馬歩官軍、巡哨守備、既已処置得宜。仍令副総兵羅文・參將陳斌、嚴督官軍瞭守、遇警則左右応援、合兵勦殺。特諭爾知之。

とあり、幼い英宗というよりは中央政府の強い支持を得ていたことが示されている。『明実録』正統二年秋七月辛

卯（三日）の条には、

命行在右軍左都督陳懷、佩征西前將軍印、充總兵官、鎮守大同。初尚書魏源奏、總兵官方政号令不行、心無定見。又与參將陳斌不和、恐壞事機。宜令武進伯朱冕代之。詔下廷臣議、僉為冕掌神機營事、不宜遷調。举都督同知沈清。上不允、乃以命懷。源又奏、万全都指揮使唐銘年老有疾、都指揮同知李信嗜酒無為。都指揮僉事李浩、性資寬緩、難任繁劇、而薦宣府前衛指揮僉事李徽廉能、宜加陞用。兵部言、軍職論功陞擢、無薦拳例。然万全要害之地、宜不拘常例、從源所奏、上從之、命徽署万全都司都指揮僉事。

とあり、魏源は大同總兵官のすげ替えを提起し、武進伯朱冕の登用を進言したが、朝廷内での議論の結果、行在右軍左都督陳懷が方政に代わって大同を鎮守することになった。また、万全都指揮使に宣府前衛指揮僉事李徽を抜擢する案は、軍職の抜擢は論功による前例を覆してのものであった。魏源の発言が当時いかに大きかったか歴然としたものがある。同乙卯（二七日）の条は、

陞蔚州衛經歷司經歷夏寧為万全都司都事、仍理衛經歷事。寧在蔚州九載任滿、官軍數百人保其贊画、有方出納無私、乞留之。行在刑部尚書魏源疏其実、以聞。遂有是命。

とあり、魏源が夏寧を万全都司内で昇進させるため、官軍數百人の求めがあることを理由としたものであった。『明実録』正統三年三月乙酉朔（一日）の条には、

行在刑部尚書魏源等奏、宣府等処沿辺城堡軍裝多不整飭。蓋因總兵官都督譚広年老、提督不周所致。上以為然、勅都督僉事黃真充左參將、都指揮同知楊洪充右參將、協同広提督。是日、洪奏、欲將開平衛城增高五尺、龍門所城展寬一里、独石地方、東至潮河川、西抵宣府、增置煙墩六十座、會計工程浩大、乞將屯軍俱免一年屯

種、協同守備官軍、併力修築、以為長久之計。従之。

とあり、同丙戌（二日）の条には、

設大同威遠衛。先是、行在刑部尚書魏源・総兵官左都督陳懷等言、大同淨水坪係韃賊出没要地、宜設軍衛。事下行在兵部議、行適巡按監察御史陳穀奏、平定州・蒲州二守禦所軍有全伍。今又增寄操軍千四百六十余人、宜調補他処。兵部遂請、以二所多余軍、調淨水坪、立威遠衛。従之。

とあり、大同の淨水坪に威遠衛を立ててモンゴルに対する防備を固めることにした。陳穀は巡按監察御史であるので、在外巡按の中、宣府・大同に一名派遣することになっていることからすれば巡按宣大監察御史であろう。勿論、巡按は巡関を専業とするわけではないので、陳穀は巡関としての派遣ではない。次に同己酉（二五日）の条には、行在刑部尚書魏源等奏、宣府・大同一带城池、軍馬多、不斉備。乞將行在兵部右侍郎于謙改副都御史於宣府・大同鎮守參贊機務整擱軍馬、并乞召還催糧僉都御史盧睿及參謀副使蔡錫、別用。上以謙巡撫山西・河南、督徵糧草事、亦不輕。睿等亦無私弊、皆不必動。源又奏、臣前已將大同沿辺地方、分作六馬營、令都指揮孫智等、各照地方、修築城堡、領兵巡哨、又増設長勝・関頭二堡、隄備。中間看得紅寺兒等処城堡、多有未完。宜勅総兵・鎮守等官、嚴督各營官軍、於年終、修理堅完、設立教場訓練。従之。

とあり、宣府・大同一带の軍馬の配置が不均等なため、兵部右侍郎の于謙を副都御史として宣府・大同に派遣して軍馬の整備を行うよう求めたほか、現地配置の監察系官僚の引き上げを求めたが、これは意のままにはならなかった。そのほか、大同に長勝・関頭二堡の増設、紅寺兒等処城堡の整備、教場の設立などを求めて認められた。なお、『明実録』正統三年夏四月己卯（二六日）の条には、

六科給事中・十三道監察御史劾、刑部尚書魏源奉勅整飭辺務、乃奏保兵部侍郎于謙、可改副都御史鎮守大同・宣府巡撫、僉都御史盧睿・參謀按察司副使蔡錫可召還、專擅進退大臣、又源為御史時、嘗犯贓私及冒闕誥命。請治其罪。上嘉源効勞辺境、宥之。比、源還京、与都御史陳智於候朝、直廬内相詈、復為智所奏。上曰、大臣当謹守礼法。乃敢怒詈、各逞私仇、有乖大礼。姑識其罪、再犯不宥。

とあり、六科給事中・十三道監察御史は魏源が于謙を始め盧睿や蔡錫の異動を求めた点が専横であるとして批難するとともに、魏源の過去の過ちを暴き立てて弾劾を加えたのである。英宗は魏源の辺境整備における功勞を理由に処罰は避けたものの、北京に召還することで事実上、更迭した。その後、魏源は宮中の朝議を待つ控え室で都御史陳智とのしり合いを演じて訴えられるなど、一時の勢いはどこへやら、詰まらないけちがついてしまった。この魏源の宣府及び大同に対する巡視は単なる巡視ではなく、現地駐留軍のトップである総兵官を始めとする将官の任免も主導できる極めて強い権限が英宗から付与されていたものと見て間違いない。ただ、このような大身の派遣は振るうべき権限が強い反面、反発が大きくなることも避けられず、このことが最終的に魏源の更迭へ繋がったと考えられる。程富が提起した大臣による辺塞巡視は特効薬のように見えて、副作用も大きいと言い得よう。

さて、魏源が宣府・大同の立て直しに辣腕を振るっていた頃、『明実録』正統二年九月癸卯（十六日）の条には、勅監察御史李俊、點視居庸関等処城堡軍馬。

とあり、『明実録』正統二年十二月丙寅（十一日）の条には、

監察御史李俊奏、奉命、巡視薊州・永平・山海等処軍政、其総兵官都督同知王彥等不修守備、号令廢弛、以致軍士多逃。請治其罪。上曰、彥等不能撫恤士卒、法所難容。姑記其罪、如更踏前非、必罪不宥。

とあり、監察御史の李俊は九月十六日の段階では居庸関方面への點視を命じられており、十二月十一日の報告は薊州・永平・山海等処の軍政についてであるので、北京から近距離とは言え、行くべき方向が違うので、短期間に二ヶ所別々に出張したものと解釈しておく。王彥は宣徳十年に薊州・永平・山海等処の総兵官に任じられたもので、任命時には「才略、人に過ぐ」と言われた人物である。勿論、推薦の詞であるのでどこまで信じてよいかは眉唾ものではあるが、王彥の手腕に大きな問題があることを李俊は指摘している。この李俊が巡関であったかどうかについての明示がなされていないが、巡視エリアは山海関から居庸関までの東西の巡関エリアを含むものであるので、巡関であった可能性はあるであろう。なお、この王彥については『明実録』正統四年九月甲子（十九日）の条に、

行在六科給事中・十三道監察御史交章劾奏、鎮守薊州・山海等処總兵官都督王彥等、守関不嚴、致叛虜拆関墻、突出辺塞。而彥等不自引咎伏辜、乃劾奏守関官軍、意在遮掩、乞明正其罪。上命姑記之、封其奏章、示彥、令具実回奏、処治。

とあり、失守により遊牧部隊の辺塞突入を許してしまう失態を犯した挙げ句、守関官軍を弾劾することで自らの責任を覆い隠そうとしたとして、言官の激しい追究に遭っている。有能とはいいがたい人物であったようである。¹⁷⁾

これに続き、『明実録』正統四年閏二月己亥（二日）の条には、

太子太保成国公朱勇奏、居庸等関雖設烽燧、近多坍塌、恐虜寇乘隙為患。上命錦衣衛指揮及監察御史各一人、徃各関隘、同總兵・鎮守官、整飭之。勇又奏、紫荆関隘口數多、欲令砌塞緣守備官軍止百余人、宜照永樂年間、添撥官軍五百五十余人。上命行在兵部、遣官、同大寧都司、砌塞其添撥官軍、查例以聞。

とあり、朱勇の上奏は居庸関と紫荆関のことを扱っているので、巡関エリアとしては西側ということになるが、居

庸等関で烽火臺が多く崩落して監視の用をなさず、モンゴルがこの隙に乗じて侵略する恐れを指摘する朱勇に対して、英宗は錦衣衛指揮及び監察御史各一人を関隘に派遣して、現地の総兵・鎮守官とともに整備をするよう指示しており、また、紫荆関の関隘を守護する兵員不足については行在兵部が直々に官員を派遣して大寧都司と対策を取るよう指示している。ここで錦衣衛武官と監察御史の組み合わせは巡関の場合に出ている指示と共通していて、事実上、巡関による関隘巡視により対応しようとしていると見ることが出来る。この居庸関に関しては、『明実録』正統四年六月甲辰（二十八日）の条に、

鎮守居庸関署都指揮僉事李景奏、久雨不已、壞居庸関一帯山口城垣九十余処・橋二十二座。乞撥軍民夫、協力修理。事下行在工部覆奏、欲令順天府属県人民応役。上以京城人民役使已過勞矣、豈可復遣。宜令附近隆慶・永寧・懷来等衛、僉夫修築。

とあり、長雨で居庸関一帯の城壁や橋が崩壊したため、行在工部は順天府属県の民衆を動員して修理の協力に当たらせるよう求めたが、民衆の過勞を理由に英宗は居庸関に関わる諸衛からの動員で対処するよう指示した。

続いて、『明実録』正統四年九月甲子（十九日）の条には、

巡按直隸監察御史馬昂奏、長安嶺関・鵬鶚・赤城・雲州、西猫兒峪・馬營等堡、龍門千戸所、開平・龍門二衛、俱在極辺。山高霜早、田禾薄収、進聞軍糧俱令折布、本地布賤米貴、食用不敷、軍士艱難。乞仍給米為便。上以辺地苦寒、軍士缺食、必致失所。即命行在戸部、移文。從之。

とある。馬昂は宣府の最前線を巡察し、軍糧が布に換算されて収められているものの、現地において布賤米貴のため、軍糧の確保がままならないとして米穀の支給を求めたのであり、これに英宗は酷寒の辺地において軍士に支給

すべき食糧が欠乏すれば逃亡に繋がるとして、行在戸部に米穀の支給を指示した。この馬昂は『明実録』正統四年八月甲辰（二九日）の条に、

命監察御史馬昂、巡督宣府・大同・偏頭関等処、并伺察軍民利病及旱澇之未奏聞者。

とあり、宣府、大同、偏頭関等処の巡督を命じられていた。この時の肩書きは単に監察御史としか表記されないが、実際には巡按直隸であったということになる。言うまでもなく宣府・大同などは東西巡関エリアの外であり、馬昂は巡関として現地に赴いたのではないことは明白であるが、重ねてこれらの地域は巡按直隸の管轄範囲の外側であったはずで、なにゆえ巡按直隸が派遣されたのかは今後、類似の事例を探して検討を深める必要はあろう。

『明実録』正統四年冬十月丁亥（十二日）の条には、

復命監察御史、巡視山海・紫荆等関口。先是、以沿辺関帥、哨備不嚴、私役守卒、出関採物、以致虜寇乘隙而入、擾害辺方。歲遣御史・給事中巡察、尋罷。至是、都指揮劉法貴等、以捕盜、還言、諸関口不可無官巡察。故有是命。

とあり、以前には沿辺の守関は監視を厳重に行わないばかりか、辺関警備の軍士を関外に物資の調達に私役しているのので、その隙を外敵につけ込まれて辺塞に侵入を許したら、辺防に被害が出るということで、毎年、御史・給事中を派遣して巡察していたが、じきに止めてしまった。ただ、最近、都指揮の劉法貴が関口に関する官僚の巡察はなくてはならないと提起したため、監察御史による山海関・紫荆関等の関口の巡視を再開するという指示である。この劉法貴は『明実録』正統四年秋七月壬戌（十六日）の条に、

上命行在六科・十三道、廉在京諸不法事。監察御史周璵具得、鎮遠侯顧興祖・武安侯鄭能・広寧伯劉安・都督

李通・毛翔・羅文及都指揮劉法貴等、受賂縱軍諸事。交章劾奏、請治其罪。上念侯・伯・都督重臣、特有之。令行在錦衣衛、速都指揮以下、鞫問比獄具、亦有焉。

とあるように、監査系からは疑いの目で見られる人物であったようである。果たしてこのような人物の提言の裏の意図がどうなのか測りがたいが、閔隘巡視のことに話を戻せば、一旦始まった巡視は途中で取りやめとなっていたということであり、正統四年（一四三九）において復活が命じられたということであった。また、その範囲は山海関が巡閱の東側エリア、紫荆関が同じく西側エリアということ、全範囲における再開ということが意図されていたと見てよからう。

『明実録』正統九年六月丙申（十八日）の条には、

錦衣衛指揮僉事劉勉・監察御史鄭觀奏、奉勅巡視薊州等処閔隘。其密雲地方、山勢平坦、煙墩離遠、宜増設墩臺六十三座、益軍守哨。從之。

とあり、錦衣衛指揮僉事の劉勉と監察御史の鄭観は薊州や密雲など巡閱東側エリアを巡視したこと、錦衣衛武官と監察御史の組み合わせであったことなど、鄭観は巡閱御史であったことが分かる。なお、鄭観は正統六年（一四四一）には巡按直隸監察御史であり、同八年（一四四三）には巡按山東監察御史（山東地方担当）であった。¹⁸ただ、正統九年（一四四四）時点の鄭観は管轄領域の違いから見てすでに巡按山東監察御史ではなかったであろうが、再び巡按直隸に戻ったか、巡按以外の監察御史であったのかは定かではない。なお、密雲に関しては少し遡るが、『明実録』正統四年冬十月庚寅（十五日）の条に、

行在兵部奏、比因叛虜十七人越関出塞。命錦衣衛指揮同知劉源、同鎮守密雲都指揮陳亨等、統軍追捕、前後禽

殺止十四人、而官軍被傷者十七人、射死者一人。令源等、欲論功陞賞。上以虜首未獲、而所禽殺者僅足以償其放逸之罪。命所司、從輕陞賞、仍給射死軍人家屬米三石。

とあり、事情は詳らかにしないが、叛虜十七人が関隘を越えたため、追捕しようとして戦闘となり、十四人を捕らえて殺害したが、官軍にも戦死者一名、負傷者十七名という被害が出たという行在兵部の報告であった。辺防に空隙ができればこのような事象が増えるということである。

『明実録』正統十年九月乙酉（十五日）の条には、

巡按直隸監察御史尹礼言、山海至密雲一带、関口数多、地勢隔遠、雖有總兵・參將等官鎮守、然止坐屯一隅、緩急猝難應援。乞勅參將宗勝、自九月為始、率領官軍、往來提督大喜峯口等関。其寺子峪至豬頭圈（ママ、圈頭）營、責付總兵官孫傑、就近巡督、庶边防有守、不悞事機。從之。

とあり、巡按直隸監察御史として尹礼は山海関から密雲までの関口が多く、距離も長くて急場に応援が間に合わないとして、參將の宗勝¹⁹に官軍を率いて中間の大喜峯口等関に向かわせ、大喜峯口から東に山海関までの間の寺子峪から豬頭圈までの間を總兵官の孫傑²¹に守備させようということである。孫傑は『明実録』正統九年八月丁巳（十一日）の条に、

命応城伯孫傑充總兵官、鎮守薊州・永平・山海等処。

とあり、一年前に総兵官に任じられたものであった。さて、尹礼は巡按直隸として巡関に当たったものなのかはここからだけでは判断を下しがたいが、守備に関するかなり詳細な提議であり、巡按として巡関を行った可能性は排除できない。なお、『明実録』正統十年十一月癸酉（四日）の条には、

給軍士冬衣・布花。山西都司衛所、令都・布二司堂上官会同給散。大寧都司・山海・河間等衛所、選在京各衛門見任郎中等官給散。仍令巡按御史巡察。

とあり、山西都司・大寧都司、山海・河間等の衛所の軍士に冬衣・布花を配給したわけであるが、規定通りに行き渡っているかどうかを巡察するために巡按監察御史による巡察がなされたものと思われる。特に大寧都司と山海・河間等の衛所に関しては巡按直隸監察御史の管轄範囲であった。本来的に巡按は管轄範囲全般に関わる民政・軍政についての監察をするのであって、巡閱に特化して巡視を行うものなのかは後代の事例も見て検討する必要がある、巡按と巡閱の関係性については後日、再考してみたい。

さて、『明実録』正統十一年冬十月癸卯（九日）の条には、

兵部尚書鄺埜等奏、比奉勅旨、命臣会官、集議禦虜方略。臣会大師英国公張輔・吏部尚書王直等、議得合行事宜。謹条陳如左。

一、大同辺陲重地。虜使往来所經。旧分兵三路操守、總兵官朱冕守中路領官軍七千八百余騎、右參將馬義守東路領官軍二千五百余騎、左參將石亨守西路領官軍四千八百余騎。中路擁兵頗多、而東路所轄天城等四衛。又調騎兵九百於大同城内操備。乞發回原衛、以益東路之兵。其西路地方広闊、尤為要害、領軍数少、不足禦敵。乞分中路馬軍二千益之、庶勢均力衆、互相応援。

一、密雲地方、密邇京師、而古北口尤為切要、共有官軍三千九百人、分守関・營・墩・堡八十三処、古北口止二百二十四人。乞將密雲中等衛在京操軍、發回守口。

一、進東喜峰等口及大同・宣府要害関隘、并沿途驛站、俱宜広蓄糧料。乞行戸部、豫為措置。

一、宣府乃京師屏蔽。其西北爛柴溝、地勢平行、直衝境外。雖有都指揮李徽守備、然所領官軍止二千三百余人、勢單力弱。乞調參將紀広領馬軍二千、与徽同守。

一、陝西地方、延綏有定辺・安辺等營、寧夏有靈州千戸所二処、実当虜衝、守備軍少。乞將河南更番戍卒、每処益一千五百人、分遣備冬歲、以為常。

一、乞選命素有智謀聞望大臣二員、領勅、巡視西北二辺。其間、有軍馬、多寡不一者、量為分調。就令督察總兵・鎮守等官、不許將精銳軍士占用。

上曰、辺境蕃糧、議是其益、大同參將兵及調紀広同李徽守備、難以遙定。宜行二辺總兵等官議之、密雲在京操軍、且不動、河南軍士見操、延綏・寧夏者只如旧。

又曰、朝廷委總兵等官、以闔外之寄。若又遣大臣、殊非專任之意。宜行文各辺、總兵官俾其用心禦寇、及具見操官軍總數、彙陳方略、以聞。

とあり、兵部尚書鄭瑩が太師英国公張輔・吏部尚書王直らと禦虜方略を集議した結果を英宗に上奏した事項が六条に涉つて記録されているが、東は喜峰口・密雲から西へ宣府・大同・陝西・寧夏にかけてまとめられている。大同はモンゴルの使節団が往復するルートであり、總兵官朱冕が守備する中路を軸に東路・中路・西路の三路に分かれて軍を配置しているが、西路が手薄なため中路の兵を西路に割いて欲しいとのこと、密雲は古北口が重要であるが守備が手薄なため密雲中等衛の京操軍を古北口に割いて欲しいとのこと、喜峰等口及び大同・宣府の要害関隘並びに沿途の駅に糧料の備蓄を増やして欲しい、宣府の爛柴溝は境外の外敵と直に面するところであるが、平らな地勢であるので、守備軍の数を増やして欲しい、陝西は延綏の定辺・安辺等營、寧夏の靈州千戸所などにおいて守備

軍が少ないので、河南からの番戍の軍卒を増やして欲しい。以上の問題を解決するため、中央から西北二辺に有能な大臣二名を送り込んで巡視させ、各地に配置している軍勢の多寡を調節し、過剰なところから不足しているところに軍を移動させること、総兵・鎮守等の官が精銳部隊を占有することを許してはならないことを求めている。辺防がうまく機能しないところを、中央から皇帝の權威の下に調整しようとしているとも見ることができ、逆に言えば、簡単に意のままにはならない総兵官など現地軍のトップを押さえ込んで、中央の意向を地方に浸透させようとしているとも見ることはできよう。英宗は結局、現地將官の権限を侵すような試みには同意せず終わった。この英宗の意向の裏に中央対地方の権力闘争があったかどうかは、ここからだけでは読み取ることは難しい。

正統十四年（一四四九）の土木の変を挟んで、『明実録』正統十四年十一月戊寅（二日）の条には、

都察院奏、僉都御史款信・按察使曹泰・錦衣衛指揮王虹・監察御史吳中・郭仲曦・王晋等、失守居庸・紫荆諸関、俱應逮問。從之

とあり、居庸関・紫荆関の失守により款信・曹泰・王虹・吳中・郭仲曦・王晋が厳しい罪に問われたのであるが、このうち款信は『明実録』正統十四年八月庚午（二三日）の条に、

陞浙江道監察御史款信為都察院右僉都御史、往保定等府撫安軍民。

とあることから、都察院右僉都御史として保定府から近い紫荆関の守備に関わっていたのであり、曹泰も『明実録』正統十四年冬十月乙卯（八日）の条に、

勅守備紫荆関按察使曹泰、往倒馬関提督守備。

とあり、款信とともに紫荆関の守備に関わっていたことが分かるが、残りの者たちについては詳らかにしない。た

だ、巡関に関わるというよりは居庸関なり紫荆関の守備を監察する任務を負っていた者たちではなからうかと思われる。

最後に、『明実録』正統十四年十一月癸未（七日）の条には、

復以顧興祖為左軍都督、同知劉安為右軍都督、同知劉聚為中軍、署都督僉事、同羅通・楊俊、修塞沿辺関隘。時、興祖等俱坐罪落職。兵部以缺官巡関、請復起用。故有是命。

とあり、罪を得て失職中の顧興祖を復職⁽²⁾させて居庸関に赴かせ、羅通や楊俊と協力して沿辺関隘を修復させることにしたわけであるが、『明実録』正統十四年冬十月丙寅（七日）の条には、

勅守備居庸関少監潘成・副都御史羅通・署都督僉事楊俊、前勅爾俊、領兵來京。今賊已遁。爾俊仍在関守備。已勅運銀二万両・帑二万副、前赴羅通処、給賞官軍。……

とあり、羅通や楊俊とは守備居庸関の副都御史の羅通と署都督僉事の楊俊のことであった。ここで、兵部が缺官のため巡関ができないとしているのは、監察御史らによる定期的な巡関のことではなくて、居庸関を守備する将官による巡察のことを指すと思われる、監察御史らの派遣による関隘巡視が停滞していることを指しているわけではないであろう。このことは『明実録』正統十四年冬十月戊申朔（一日）の条に、

勅守備居庸・紫荆及沿辺一带総兵等官、爾等巡視大小関隘、但可通人馬之处、或塞、或守、塞則広積木石、守則鋒利器械、務在措置得宜、有備、無患。

とあるように、居庸関・紫荆関や沿辺一带に関わる総兵官等に大小関隘を巡視して、外敵が通行可能な場所や関隘の防備を常に固めるための対策を執るよう命じていることと同じであろう。

おわりに

永楽帝による北京遷都に伴い首都圏となった北直隸は、モンゴルからの防衛ということでは弱点を抱えていたが、遷都当時のモンゴルの圧力はさして高いものではなく、当初、首都圏防衛ということでの危機感は大きかったとは思えないし、そうだからこそ遷都を行ったものと思われるが、関隘の整備によって北直隸外周の防衛線を築き、さらにその外側にモンゴルに対しては宣府・大同（西側では陝西）、ジュシェンに対しては遼東に防衛陣地を築いていた。北直隸防衛ということでは、宣徳初年の段階から錦衣衛武官と監察御史または給事中が組み合わさって外周関隘の巡視が徐々に定期的になされるようになった。最初の巡閱監察御史として王璧の事例が目されるものの、実際には宣徳・正統年間に数名、巡閱の任務に当たった錦衣衛武官・監察御史もしくは給事中などの事績を拾うことができるので、時には中断を挟みながら巡閱が行われて来たことが確認できる。このことから王璧が最初の事例ではないのである。また、巡閱エリアの問題であるが、居庸関から紫荆関方面への西側エリアと山海関から居庸関または居庸関の手前までの東側エリアという、後代での分け方は宣徳・正統年間においてはまだ曖昧であるものの、居庸関・紫荆関と山海関・古北口・密雲でのエリア分けが徐々になされるようになったものと思われる。

『明実録』正統十四年十一月辛卯（十五日）の条には、

少保兼兵部尚書于謙等奏、邇者、尚書兼翰林院學士陳循等言、楊洪與其子俊善戰、俱留京師。臣等切惟、宣府者京師之藩籬、居庸者京師之門戶、未有藩籬門戶之不固、而能免盜賊侵擾之患者也。今、洪・俊并所領官軍、

既留京師、則宣府·居庸未免空虛。万一逆虜覘知、乘虛入寇、扼宣府附近、以為巢穴、縱兵往來剽掠、雖不犯我京畿、而京畿能獨安乎。曩自逆虜犯邊、俊望風奔潰、將獨石·永寧等十一城併棄之、遂使邊境蕭然、守備蕩盡、虜寇往來、如在無人之境。聞者無不痛恨。幸存宣府一城有洪、以守之、雖不救土木之危、以解君父之難、然足以為京師及居庸之應援、接大同等處之聲勢。今宣府·居庸兵將俱無是棄之也。彼尚存者不過疲兵·羸卒、無主將以統馭之。安能保其不離散乎。事之可憂莫此為甚。臣等叨掌兵政事、有當言不敢隱默。況今國家多事、用舍举措、當合公論。苟公論不協、則事之成否利鈍未可期也。乞以臣言付文武大臣及六科十三道、從公會議。洪·俊既留京師、邊務當若何処置、或推選謀勇·老成·廉靜·持重武職大臣一員、充總兵官、鎮守宣府、能幹才勇武臣一員、守備居庸。其原來官軍、亦宜斟酌遣還、庶彼此守備不至失悞。會兵科都給事中葉盛等亦言、中國之馭夷狄、固當保衛京師、尤宜整飭邊關。自虜騎奔遁之後、至今、氣息未寧、往往有復來犯邊之說、虜之復來·不來、不必問、顧我之有備·無備、何如耳。今之極邊險要、莫若大同·宣府、切近邊關、莫如居庸、其次紫荊·倒馬·白羊。大同·宣府無備、則虜騎直抵邊關矣。邊關失守、則長驅直擣有不可言者矣。以往事言之、獨石·馬營不棄、則乘輿何以陷土木。紫荊·白羊不破、則虜騎何以薄都城。即是而觀邊關、不可不固也。然禦戎固在守邊、而守邊尤在得人。故凡拔良將、以重委托、設文臣以資參輔、選士馬以備攻守、運糧草以供餽餉、修器械以禦衝突、是數者皆守關要務、而實本于任用得人。又皆今日所急而不可緩者也。以今京師言之、有武清侯石亨以總兵、少保于謙以總督軍務、允懷輿情事漸就緒近。復以昌平侯楊洪·都督范廣、分理各營、復因近臣之請、以都督楊俊·副都御史羅通、留京操守、經画処置至矣。以邊關言之、紫荊·倒馬·白羊等關、虜賊退後、幾及一月至今、尚未設守。都督顧興祖等、雖承差遣、尚未啓行、是未足、以稱皇上安內攘外、汲汲遑遑之

盛心也。在外、惟大同以郭登鎮守、可謂得人。其他天城・陽和等処、亦皆有人可守。独宣府切近居庸、実関外重地、為大同一带応援。居庸切近京師、天險莫比。自昔必争之地、守之者固不可以無人、尤不可以非人。往時、楊洪父子・羅通輩、分守二処、号称得人。今、洪等既留京師、必求如洪等者、以代之。然後、足以副重寄、而集大功。乞令廷臣、從長會議、務合衆情、毋徇偏見。未得人者、必求其人、未啓行者、必促其啓行。何以致器械之不乏、何以使糧草之足、用精選而信用之熟思而審処之。如此、則辺関充実、而賊虜寒心、中国載寧、而大挙可関矣。帝皆可之、命兵部、集廷臣、慎選文臣一員・武臣二員、以代洪等、仍促興祖等啓行、毋緩。

とあり、当該奏疏は于謙の『忠肅集』に見ることはできないが、ここでは大同・宣府を極辺とし、切近辺関では居庸関が重要とし、その次は紫荆関・倒馬関・白羊口としている。戴順居は翁万達の『翁東涯集』巻十の「集衆論酌時宜以凶安辺論」に、山西の保德州から偏関を経て老營堡までと、大同の大半は極辺、山西の老營堡から寧武・雁門、北楼から平刑関、高崖・白羊口から居庸関までを次辺と言い、巻四の「進宣大山西偏保等処辺関図説」では極辺を外險、次辺を内險としていることを引きながら、大同・宣府は遊牧勢力に対する第一防御線、長城線は第二防御線としている。従って、北京を巡る首都圏防衛ということでは、北直隸外周の関隘群を維持するための巡関だけでは甚だ不十分であり、宣府・大同の守備に人を得ること、山海関から西へ各総兵官の管区ではそれぞれに巡視を行い、不備の箇所があれば速やかに補修や補綴を行うことが重視されて来るわけである。この意味において、巡関は辺鎮化が進む北辺の巡視活動と連動して行われなければ意味がないのであり、また、中央政府の辺境防衛における主導権ということでは、巡関はあくまでも中央政府の辺関に対する影響力確保であり、しかし、それを北辺まで

拡大できるかが権力という意味では興味深いところであり、続編において引き続き検討したい論点である。

註

- (1) 松本隆晴「明代前期の北辺防衛と北京遷都」『明代史研究』二六号、一九九八年（同『明代北辺防衛体制の研究』汲古書院、二〇〇一年に所収）参照。
- (2) 拙稿「巡視と巡関―明代首都北京防衛をめぐる―」妹尾達彦編著『アフロ・ユーラシア大陸の都市と社会』中央大学出版部、二〇二〇年三月、四一五―四四六頁。
- (3) 戴順居「明代的巡関御史」『明史研究專刊』第十四期、二〇〇三年。
- (4) 註(3)に同じ。
- (5) 王竑の卒伝は『明実録』弘治元年十二月壬辰(三日)の条にあるが、字は公度、陝西・河州衛の人。正統四年(一四三九)の進士で戸科給事中を授けられ、正統十四年(一四四九)の土木の変を経て、十一月二十日に都察院右僉都御史に昇格して提督守備居庸等関所事となり(『明実録』正統十四年十一月丙申(二〇日)の条)、のち右副都御史に昇格したが、天順元年(一四五七)の英宗復辟によって失脚して民に落とされた。その後、天順五年(一四六一)に復職を果たし、提督軍務として陝西方面に派遣された後、総督漕運を歴任した。天順八年(一四六四)の憲宗登極で兵部尚書に昇進した。尚書退任後、七五歳で没した。
- (6) 小川尚『明代地方監察御史制度の研究』汲古書院、一九九九年。
- (7) 寧波市天一閣博物館整理『天一閣藏明代科挙録選刊・登科録』(寧波出版社、二〇〇六年)所収『正統十三年進士登科録』には、殿試の一〇八位、第三甲の合格者として、王璧の字は廷玉、四川重慶府合州の儒籍で州学生。歳は三十、曾祖は斌、祖は佐、父は汝義、母周氏の長男であり、妻は楊氏、弟は珪・瓚・璋・瓊、四川郷試では第十名、会試では第二十九名であったとある。
- (8) 前掲、寧波市天一閣博物館整理『天一閣藏明代科挙録選刊・登科録』所収『正統七年進士登科録』には、殿試の五五位、第三甲の合格者として、秦頤の字は士昂、直隸常州府武進県の軍籍で貴州宣慰使司学軍生。歳は三十、曾祖は仲明で

- 衛所の百戸、祖は孟礼、父は義、母朱氏の長男であり、妻は郝氏、弟は顯、雲南郷試では第十一名、会試では第一百四名であったとある。
- (9) 『明実録』景泰三年秋七月乙卯(二四日)の条には、「錦衣衛指揮僉事宗鐸、以久疾乞致仕。從之。」とある。
- (10) 楊洪(一三八一〜一四五二)は字が宗道、南京応天府六合県の人。宣府総兵官として土木の変においてもモンゴルを破り、昌平侯を授けられた。諡は武襄、潁国公に追封された。伝は『明史』卷一七三、『国朝献徵録』卷十、『楊公神道碑銘』ほか多数ある。
- (11) 李賢は靖難功臣豊城侯李彬の子。南直隸鳳陽定遠県の人。父の豊城侯を嗣ぐ。正統年間の初めに大同に鎮守し、次いで守備南京となった。景泰初年に没した。伝は『明史』卷一五四、『明史列伝』卷三三にある。
- (12) 『明実録』宣德八年八月癸卯(二三日)の条。
- (13) 魏源(一三八二〜一四四四)は字が文淵、江西・建昌府南城県の人。永楽四年(一四〇六)の進士、監察御史に任じられて、浙江按察副使などを歴任して刑部尚書に任じられ、出でては宣府・大同の辺務に従事した。伝は『明史』卷一六〇、『国朝献徵録』卷四四ほかの「魏公神道碑」ほか多数。
- (14) 陳賢は江西南昌府進賢県の人で、永楽十九年の科挙第三甲、第六一名で合格している。朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引』上海古籍出版社、一九八〇年、参照。
- (15) 李俊については『明実録』永楽二十年閏十二月丙寅(十三日)の条では進士から監察御史になったことが記されているが、永楽十九年の科挙登第者に李俊の名前はないので、恐らくは監生から監察御史になったものと思われる。
- (16) 『明実録』宣德十年秋七月丁丑(八日)の条。
- (17) 『明実録』正統十二年九月戊申(十九日)の条には、「後軍都督府都督同知王戩卒。戩永平府盧龍県人。由彭城衛軍、調燕山左護衛。太宗起義、屢從征討、累功、陞府軍左衛指揮同知。永楽八年、從征迤北、陞指揮使。二十二年、陞都指揮僉事、鎮守定辺。宣德元年、陞都指揮同知、隨駕平武定州。三年、北征至会川還。明年、陞中軍都督僉事、五年、充參將、率兵、征迤西、曲先番賊散即思等。八年、調後府理事、十年、上即位、陞都督同知、尋充総兵官・鎮守薊州・永平・山海等処。正統九年、召還、仍理府事。至是、以疾卒、訃聞、命礼官、賜祭、有司治葬。」とある。
- (18) 鄭観は『明実録』正統六年八月己丑(二五日)の条では巡按直隸監察御史(北直隸担当)、同正統八年二月癸巳(七

日)、同四月癸丑(二八日)、十一月戊午(七日)の条では巡按山東監察御史(山東地方担当)である。なお、巡按山東監察御史には同名で山東地方担当と遼東地方担当の二つがあることは、拙著『明代遼東と朝鮮』汲古書院、二〇一四年参照のこと。

(19) 尹礼は正統七年の進士で、前掲・寧波市天一閣博物館整理『天一閣藏明代科拳録選刊・登科録』所収『正統七年進士登科録』には、殿試の九二位、第三甲の合格者として、字は内則、江西吉安府永新県の官籍で涿州学軍生。歳は四十、曾祖は佑郷、祖は慶宗、父は子齊、母呉氏の次男であり、妻は李氏、弟は智・信・中和、順天府鄉試では第九名、会試では第十名であったとあり、『明実録』正統八年六月戊子(五日)の条では、進士から監察御史に任じられ、正統十年の巡按直隸監察御史の後は暫く経歴が不明で、同景泰元年二月己亥(二二日)の条では、広東道監察御史に復帰している。『西関志』居庸卷之三、官司、巡按西関御史の条では、尹礼は成化元年に差遣されたことになっているが、この尹礼と同一人物かどうかは不明である。

(20) 宗勝は『明実録』正統七年九月丁卯(十日)の条に、「鎮守寧夏都指揮同知宗勝を右參將に充て、總兵官王瑄を協助せしむ。」とあり、『明実録』正統十四年九月丙午(二三日)の条には、「兵部奏、鎮守山海・永平總兵官応城伯孫傑、素無將略、不恤人難、士卒嗟怨、軍政廢弛。命文武大臣、選人代之。僉謂、都指揮同知宗勝見充參將、在彼年久、善撫士卒。宜加陞擢。遂命陞勝為後軍都督府都督僉事、代傑鎮守。」とある。

(21) 『明実録』景泰二年十二月丁亥(二二日)の条に、「応城伯孫傑卒。傑、鳳陽人、祖巖事太宗為千戸、積武功、至伯爵。父亨・兄英相継襲封卒。傑嗣、常出鎮山海・永平。景泰初、召還前軍都督府事。至是卒。賜葬祭。」とある。

(22) 顧興祖は字が世延、南直隸揚州府江都県の人。顧成の子、永樂十二年(二四一四)、鎮遠侯をつぎ、洪熙帝の時、總兵官として南方の諸苗平定に従事した。正統十四年(一四四九)の土木の変において土木堡から逃げ帰ったため、死を以て償わされるべきとされたが、その後のエセンとの首都攻防戦に副總兵官として城外で軍を率いた後、都督同知として紫荆関を守備することで罪を償わせた。天順初年、爵位を回復し、南京守備として終わりを全うした。卒は『明実録』天順七年閏七月甲子(七日)の条にあるほか、『明史』卷一四四、『明史列伝』卷二二、『国朝献徵録』卷七等に伝がある。

(23) 戴順居前掲『明代的巡関御史』。